

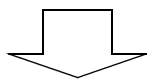
## 危険ドラッグ担当者研修会の開催について

平成26年7月24日

広域医療局

### ○現状と課題

- ・ 危険ドラッグは、乱用者自身の健康被害のみならず、交通事故等の第三者への二次被害が発生
- ・ 薬物対策については、関係機関との情報共有、広域的対応が必須
- ・ 危険ドラッグに関する知識の向上、検査体制の充実、検査手法の向上が課題



構成団体が独自に実施している危険ドラッグの買い上げ検査については、検体の重複を避け、効率的に検査を実施するため、先に検体の情報を共有するとともに、検査結果についても、迅速な情報共有を開始している。（昨年度実績：91検体）

昨年度は、構成団体等の「検査担当者」を対象とした研修会を開催し、25名が出席し、検査体制の充実、検査手法の向上を図った。今年度は、「自治体の行政担当者」、「取締機関」を含めた合同研修会を開催する。

### ○合同研修会概要

- ◆実施日：平成26年8月27日（水）（予定）
- ◆場所：大阪府（大阪府立公衆衛生研究所）
- ◆目的：指定薬物に関する検査体制の充実、検査手法の向上、危険ドラッグに関する知識の向上を図る
- ◆対象：危険ドラッグの担当者  
自治体の関係者（行政及び検査担当者）、取締機関
- ◆出席者数：50～60名程度（予定）
- ◆その他：連携団体（福井県、三重県、奈良県）も参加予定
- ◆演題（予定）
  - ・「指定薬物はどのように指定されているのか」
  - ・「生体試料中の脱法ドラッグ分析について」
  - ・「脱法ハーブ吸引による自動車事故の事例から考える薬理学」

※厚生労働省、警察庁は「違法ドラッグ」等の新たな呼称を募集し、「危険ドラッグ」に決定した。